

令和7年度 鹿屋市重層的支援体制整備事業 実施マニュアル

(鹿屋市重層的支援体制整備事業実施計画)

ひとが元気！まちが元気！
「未来につながる健康都市 かのや」



Kanoya City

鹿屋市

はじめに

これまでの社会保障制度では、介護、障がい、子ども、生活困窮など、属性別・リスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。

しかしながら、8050問題や介護と育児のダブルケア、世帯全体の孤立など、複数の課題を抱える世帯は増加しており、従来の支援体制では対応しきれず、必要な支援が届いていない現状があります。

そのような中、地域共生社会の実現を目指して、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を構築できるよう、社会福祉法に基づき令和3年4月から新たに実施された事業が**重層的支援体制整備事業**です。

同事業は、第2次鹿屋市地域福祉計画の基本理念「**地域でともに支えあい、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる福祉のまち かのや**」を実現するための重要な取組です。

本市では、令和6(2024)年度から**鹿屋市重層的支援体制整備事業**を開始し、「対象者の世代や属性を問わない相談支援」「社会参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

関係機関による事業の理解及び事業の円滑な実施に資するため、「鹿屋市重層的支援体制整備事業実施マニュアル」を作成します。

1 重層的支援体制整備事業実施マニュアルの策定

2 鹿屋市における重層的支援体制整備事業

3 各事業の提供体制

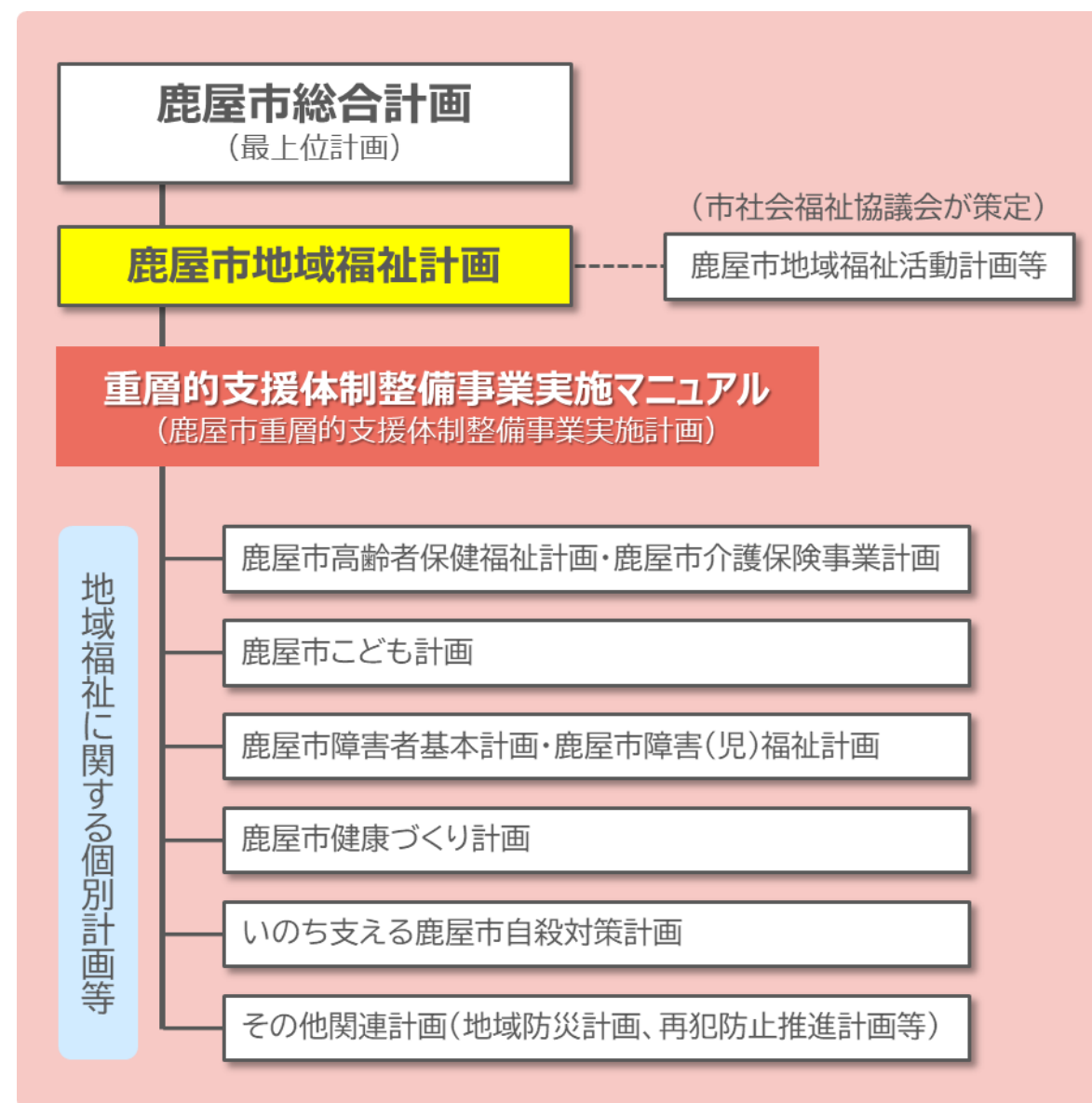
4 重層的支援体制整備事業の推進体制と評価

1

重層的支援体制整備事業実施マニュアルの策定

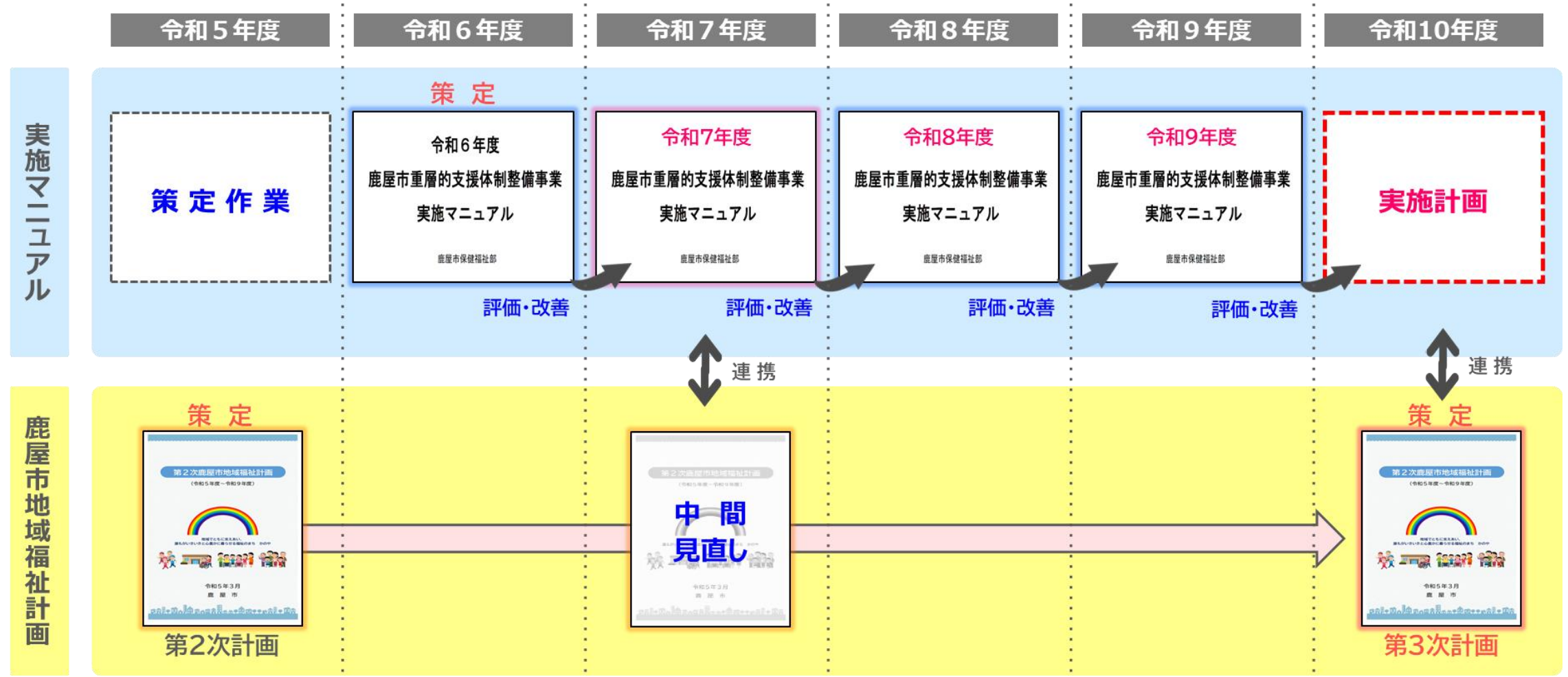
マニュアルの位置づけ

- 社会福祉法第106条の5において、市町村は、「重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(重層的支援体制整備事業実施計画)を策定するよう努めるものとする」と規定されています。
- 本マニュアルは、本市の福祉事業の最上位計画である第2次鹿屋市地域福祉計画の策定過程や、本市における重層的支援体制整備事業移行準備事業の取組状況を踏まえ、法第106条の5の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定しています。
- 本市の最上位計画である「第3次鹿屋市総合計画」や「第2次鹿屋市地域福祉計画」のほか、地域福祉に関する個別計画等と調和が保たれたものとし、鹿屋市社会福祉協議会が策定する「鹿屋市地域福祉活動計画」等とも連携を図るものとします。



マニュアルの期間

- 本マニュアルは、福祉事業の最上位計画である「鹿屋市地域福祉計画」と連携しながら、毎年度、評価と見直しを行います。
- 最終的には、重層的支援体制整備事業実施計画を鹿屋市地域福祉計画に包含することを検討します。



2

鹿屋市における重層的支援体制整備事業

事業実施の法的根拠

- ・ 社会福祉法では、市町村が地域福祉の推進のために包括的な支援体制の整備に積極的に取り組むことを義務付けており、その具体的な取り組みの一つとして「重層的支援体制整備事業」が示されています。
- ・ 本市では、この事業を通じて、地域住民が安心して暮らせる環境づくりを進め、様々な困難を抱える人々に対し、必要な支援を切れ目なく提供することで、地域福祉の向上を目指します。

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

▶ 誰が *who*

・・・ **市町村**が

▶ 何のために *why*

・・・ **地域福祉の推進**のために

▶ 何をする *what*

・・・ **包括的な支援体制を整備**する

▶ どうやって *how*

・・・ **重層的支援体制整備事業**などを通じて

重層的支援体制整備事業は、
包括的な支援体制を整備するための **手段のひとつ**

事業実施の背景

- 第2次鹿屋市地域福祉計画策定時に実施した「地域福祉に関する意識調査(市民アンケート)」の結果から、下記の地域社会が抱える課題を把握しています。
- これらの課題を解決するためには、行政、地域住民、各種関係団体など様々な主体が連携し、多様なニーズに対応できる柔軟な支援体制の構築、地域活動の活性化、そして全世代を繋ぐ交流機会の創出が重要となることから、本市では重層的支援体制整備事業を通じた地域共生社会の実現を目指します。

地域社会が抱える課題

第2次鹿屋市地域福祉計画 第2章「4 地域社会が抱える課題」より転載

(1) 福祉分野における人材の育成

人口減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、地域福祉を支える担い手が減少してきています。今後、地域住民が主体となった支え合いの地域づくりを推進していくためには、地域福祉を支える担い手の育成や、幅広い世代が気軽に参加できるきっかけづくりや環境づくりを進める必要があります。

(2) 住民間の交流促進によるつながり、地域力の強化

市民アンケート調査の結果では、地域で不足している福祉活動として「住民同士の交流」が高くなっています。

地域で活動している様々な福祉団体が互いに連携し、近隣住民の交流・理解を深め、地域住民による日常的なふれあいや支え合い活動を促進していく必要があります。

(3) 福祉活動の充実や分かりやすい情報発信

市民アンケート調査の結果では、今後、力を入れるべき事業として、「福祉に関する窓口の充実、保健・医療サービスの充実」や「地域で支え合う仕組みづくり」の割合が高くなっています。

支援を必要とするときに、適切なサービスが受けられるよう、各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実を図るとともに、高齢者や障がい者にとっても分かりやすい情報活用と提供の工夫や支援が必要です。

(4) 多様化するニーズ(複合的課題)に対応する分野間の連携

近年では、親の介護と子育てを同時にしなければならないダブルケアや、18歳未満の子どもたちが親や兄弟姉妹の面倒を見なければならないヤングケアラー、80歳代の親が50歳代の引きこもりの子どもを養っている8050問題などの新たな課題を抱え、支援を必要としている住民が増えています。

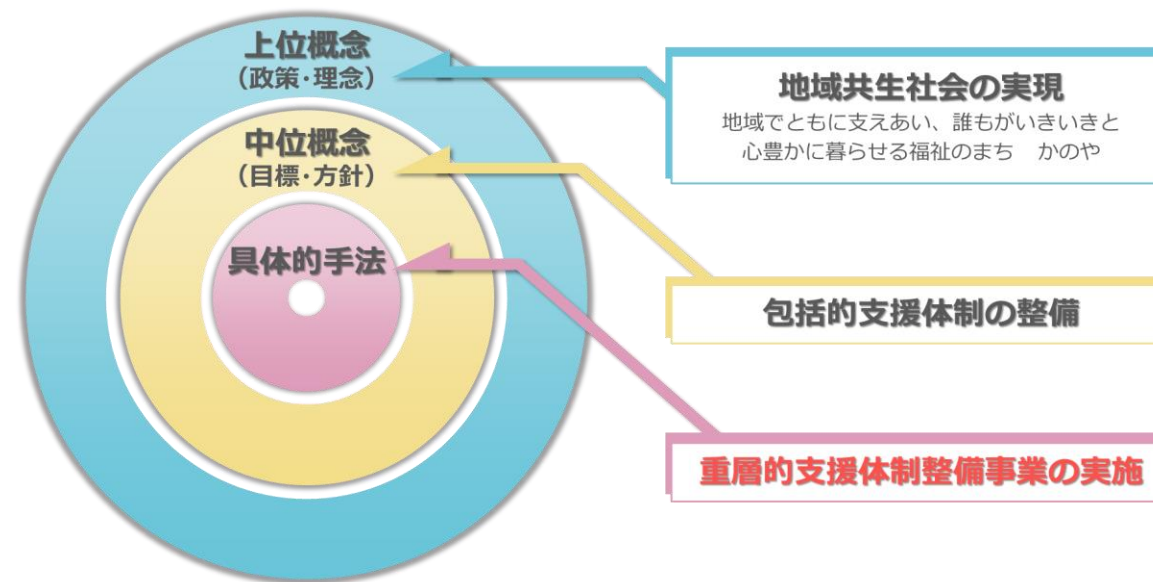
このような分野を超えた複合的な不安やニーズに対応するため、関係機関と連携して、相談支援体制の強化を図るとともに、更なる重層的な支援体制の整備が求められています。

実施目的及び基本方針

- 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するために、実施目的や基本方針を次のとおり定めます。

事業全体の実施目的

- 高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等の属性を問わず、複合的な課題を抱える方々や既存の制度では対応できない課題を抱える方々に対し、切れ目のない包括的な支援を提供することを目的とします。
- 関係機関の連携強化と、多様なニーズに対応できる地域資源の開発・活用により、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。



各分野の事業に共通する基本方針

- 子どもから高齢者、障がい者など、多様な地域住民が互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現に向けた取組を進めます。

最終目標

行政・住民・関係機関等の多様な主体が我が事として参画し、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者等を世代・属性を問わず支える
地域でともに支えあい、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる福祉のまち かのや (=地域共生社会)づくり。

事業の全体像

3つの支援	国が示す必須事業	根拠条項（社会福祉法）		分野	本市の事業名	所管課	区分
相談支援	地域包括支援センターの運営	第106条の4 第2項第1号	イ	高齢	地域包括支援センター事業	高齢福祉課 地域包括ケア推進係	包括的相談支援事業
	相談支援事業		ロ	障がい	障がい者基幹相談支援センター事業	福祉政策課 障がい者福祉政策係	
	利用者支援事業		ハ	こども	こども家庭センター事業	こども家庭課 母子支援係/家庭相談係	
	自立相談支援事業		ニ	困窮	生活困窮者自立支援事業	福祉政策課 保護第1係/保護第2係	
	多機関協働事業	第106条の4 第2項第5・6号		-	多機関協働事業	福祉政策課 管理係	多機関協働事業等
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	第106条の4 第2項第4号		-	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	福祉政策課 管理係	
参加支援	参加支援事業	第106条の4 第2項第2号		-	参加支援事業	福祉政策課 管理係	
地域づくり支援	地域介護予防活動支援事業	第106条の4 第2項第3号	イ	高齢	地域介護予防活動支援事業	高齢福祉課 地域包括ケア推進係	地域づくり事業
	生活支援体制整備事業		ロ	高齢	生活支援体制整備事業	高齢福祉課 地域包括ケア推進係	
	地域活動支援センター事業		ハ	障がい	地域活動支援センター事業	福祉政策課 障がい者福祉政策係	
	地域子育て支援拠点事業		ニ	こども	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課 管理係	
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業		-	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	福祉政策課 管理係	

各事業の実施体制 ①

区分	分野	本市の事業名	所管課	事業の概要	委託
包括的相談支援事業	高齢	地域包括支援センター事業 〔国〕地域包括支援センターの運営	高齢福祉課 地域包括ケア推進係	鹿屋市地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する総合的な相談支援や権利擁護のために必要な支援を行う。	有
	障がい	障がい者基幹相談支援センター事業 〔国〕相談支援事業	福祉政策課 障がい者福祉政策係	肝属地区障がい者基幹相談支援センターにおいて、障がいに関する総合的な相談支援や権利擁護のために必要な援助を行う。	有
	こども	こども家庭センター事業 〔国〕利用者支援事業	こども家庭課 母子支援係/家庭相談係	こども家庭センターにおいて、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠や出産、こども、子育てに関する総合的な相談支援等を行う。	無
	困窮	生活困窮者自立支援事業 〔国〕自立相談支援事業	福祉政策課 保護第1係/保護第2係	自立相談支援機関において、就職、住まい、家計など暮らしの困りごとに関する総合的な相談支援など、生活困窮者の自立の促進に向けた支援を行う。	無
地域づくり事業	高齢	地域介護予防活動支援事業 〔国〕地域介護予防活動支援事業	高齢福祉課 地域包括ケア推進係	住民主体の通いの場など、年齢や心身状況等に関わらず、高齢者が誰でも参加することのできる介護予防活動を推進する。	有
		生活支援体制整備事業 〔国〕生活支援体制整備事業	高齢福祉課 地域包括ケア推進係	多世代の地域住民が担い手として参加する多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合い体制づくりを推進する。	有
	障がい	地域活動支援センター事業 〔国〕地域活動支援センター事業	福祉政策課 障がい者福祉政策係	地域活動支援センターにおける創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを通じて、障がい者等の地域生活支援の促進を図る。	有
	こども	地域子育て支援拠点事業 〔国〕地域子育て支援拠点事業	子育て支援課 管理係	子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	有
	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 〔国〕生活困窮者支援等のための地域づくり事業	福祉政策課 管理係	地域住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る。	有
多機関協働事業等	（分野を問わない）	多機関協働事業 〔国〕多機関協働事業	福祉政策課 管理係	単独の相談支援機関では対応が難しいケースのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。	無
		アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 〔国〕アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	福祉政策課 管理係	制度の狭間にいる方や支援が届いていない方等を対象として、信頼関係の構築に向けた継続的な訪問支援等を行う。	有
		参加支援事業 〔国〕参加支援事業	福祉政策課 管理係	社会とのつながりが希薄化している方に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。	有

各事業の実施体制 ②



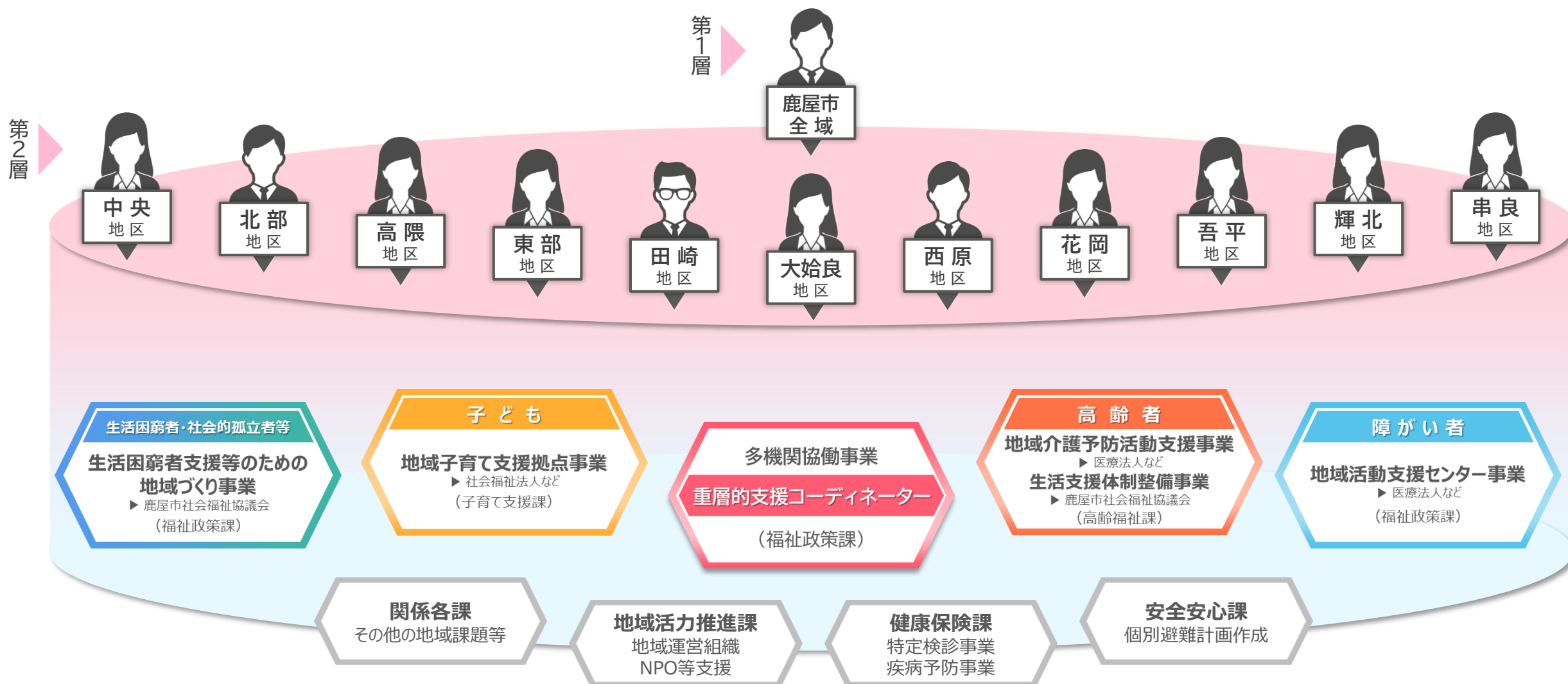
包括的相談支援事業の実施体制

- 鹿屋市では、一極集中型(ワンストップ型)の相談支援体制ではなく、各分野の相談支援機関が相談に応じ支援を実施する**多極分散型**の包括的相談支援体制としています。
- その上で、複合化・複雑化した支援ニーズに対しては、重層的支援コーディネーターを中心として課題を整理し、関係機関と連携・協働しながら対応を行います。



地域づくり事業の実施体制

- 鹿屋市社会福祉協議会に所属する生活支援コーディネーターが中心となり、重層的支援コーディネーターや地域づくり活動を実施する所管課・関係機関等と連携を図りながら地域づくりを推進します。



多機関協働事業の実施体制

- 単独の相談支援機関では対応が困難な複合化・複雑化した支援ニーズを抱える案件については、各相談支援機関から多機関協働事業（重層的支援コーディネーター）へつなぎ、多機関連携による支援体制を構築します。
- 重層的支援コーディネーターは、各相談支援機関から提供された複合化・複雑化した案件の課題解決に向けて、アセスメント、関係機関との連絡調整、重層的支援会議の開催、支援プランの作成、支援全体の進行管理等を担います。

福祉の相談支援機関



地域包括支援センター

8050世帯



肝属地区障がい者
基幹相談支援センター

ダブルケア



こども家庭センター



生活困窮者
自立相談支援機関

ヤングケアラー



社会福祉協議会

社会的孤立者

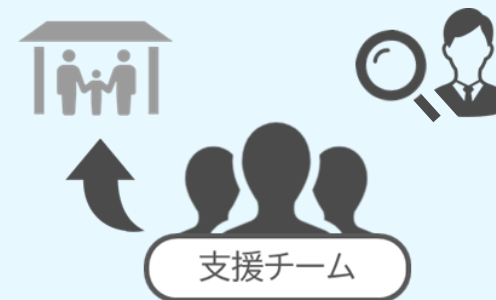
重層的支援コーディネーター



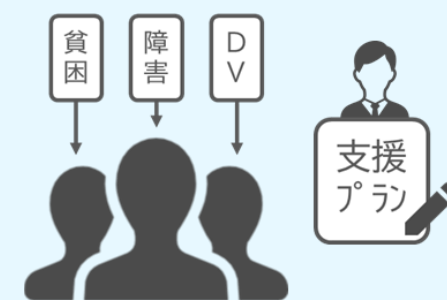
課題の把握・アセスメント



関係者の招集・会議の開催



支援状況の確認・後方支援



役割分担・支援プラン作成

重層的支援会議・支援会議の実施

- ・ 多機関協働事業(重層的支援コーディネーター)にて相談を受け付けた場合、関係者への情報収集やアセスメントを行い、その上で必要と判断した場合には、重層的支援会議を開催し、関係機関の役割分担や支援の方向性の共有を図ります。
- ・ 相談案件すべてを会議にかけるわけではなく、あくまでも必要な場合に・必要なタイミングで会議を実施します(随時開催)。
- ・ 本人の同意が得られていない場合であって、支援関係機関等の中での情報共有が必要な案件については、社会福祉法第106条の6に基づき守秘義務を設けた支援会議を開催し、情報の共有や必要な支援体制の検討を行います。

重層的支援会議

① 目的

- ・ 課題を抱える世帯に関する
課題の整理や**支援者の役割分担**を行う

① 根拠

- ・ 社会福祉法第106条の4
- ・ 鹿屋市重層的支援体制整備実施要綱

① 対象

- ・ 本人の同意が得られているケース(相談支援機関への相談者等)

支援会議

① 目的

- ・ 課題を抱える世帯に関する
情報共有や**支援体制の検討**を行う

① 根拠

- ・ 社会福祉法第106条の6
- ・ 鹿屋市支援会議設置要綱

① 対象

- ・ 本人の同意が得られていないケース(社会的孤立者、支援拒否者等)

※ 支援会議及び重層的支援会議については、社会福祉法第159条により「秘密漏洩」に関する罰則規定あり(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

関係機関との連携体制

- 下記の方法により、関係機関間の一体的な連携を目指すものとします。

重層的支援体制整備事業調整会議による連携

- 年2回程度、各事業の所管課や相談支援機関等との連携強化のため重層的支援体制整備事業調整会議を実施します。
- 事業に係る各支援の点検・評価と実施計画策定に向けた意見交換を行い、事業全体の効率性向上と円滑な推進を目指します。

多機関協働事業等検討会議による連携

- 月1回、多機関協働事業者・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者・参加支援事業者にて多機関協働事業等検討会議を実施します。
- 対象ケースの適合性(既存の制度・事業・資源では対応できない対象者であるかどうか)の検討や、支援ケースの進捗状況確認等を行います。

個別事案を通じた各関係機関との連携

- 個別事案への支援を通じて、重層的支援コーディネーターが関係機関の自主的連携を促進することで、多機関協働事業に頼らない持続可能な支援体制の構築を目指します。

相談管理システムによる情報連携

- 相談支援機関間での情報共有を円滑化するため、相談内容や支援状況などを共有できるクラウド型相談管理システムを導入し、連携体制を強化します。

3

各事業の提供体制

地域包括支援センター事業

事業概要 鹿屋市地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する総合的な相談支援や権利擁護のために必要な支援を行う。

運営方法 委託(委託先:公益社団法人鹿屋市医師会)

実施内容 ・ 実施方法

	相 談 支 援 機 関 名	住 所	対象圏域	設置形態	運営形態	備 考
1	鹿屋市地域包括支援センター	鹿屋市吾平町麓56-4 (吾平町鉄道資料館跡)	市内全域	基本型	委託	(委託先) 公益社団法人鹿屋市医師会

鹿屋市地域包括支援センターにおいて、下記の取組を実施する。

- **第1号介護予防支援事業**
 - ・ 要支援者等の状態に合った適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う(ケアプラン作成等)
- **総合相談支援事業**
 - ・ 地域におけるネットワークの構築
 - ・ 高齢者や家族の状況等についての実態把握
 - ・ 初期段階の相談対応、継続的・専門的な相談支援
 - ・ 家族介護者への相談支援
 - ・ 地域共生社会の観点に立った包括的な支援
- **権利擁護事業**
 - ・ 成年後見制度の活用促進
 - ・ 老人福祉施設等への措置の支援
 - ・ 高齢者虐待への対応
 - ・ 困難事例への対応
 - ・ 消費者被害の防止
- **包括的・継続的ケアマネジメント支援事業**
 - ・ 地域における連携・協働の体制づくり
 - ・ 介護支援専門員に対する支援(日常的個別指導・支援困難事例等への指導・助言)

所管課 高齢福祉課

障がい者基幹相談支援センター事業

事業概要 肝属地区障がい者基幹相談支援センターにおいて、障がいに関する総合的な相談支援や権利擁護のために必要な援助を行う。

運営方法 委託(委託先:社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会)

**実施内容
・
実施方法**

	相 談 支 援 機 関 名	住 所	対象圏域	設置形態	運営形態	備 考
1	肝属地区障がい者基幹相談支援センター	鹿屋市向江町29-2 (鹿屋市社会福祉会館1階)	市内全域 (2市4町)	基本型	委託	(委託先) 社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会

肝属地区障がい者基幹相談支援センターにおいて、下記の取組を実施する。
(主な取組)

- 障害者相談支援事業
 - ・ 総合的・専門的な相談支援(障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施)
- 相談支援事業
 - 地域の相談支援体制の強化
 - ・ 地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援
 - ・ 学校や企業、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関、こども家庭センター等との間での各種情報の収集・提供や連携のための取組の実施、障がい者等の支援に係る専門的助言
 - ・ 自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組
 - 住宅入居等支援事業
 - ・ 入居支援や居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整
- 重層的支援体制整備事業を通じた包括的支援体制構築への参画
 - ・ 市町村が開催する支援会議において、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の情報の共有や必要な支援体制の検討
 - ・ 重層的支援会議で整理された地域の支援関係機関間の役割分担に基づく対応、他の支援機関等と連携・協働による支援の提供
 - ・ 地域づくり事業により構築される地域のネットワークとの連携 等
- 権利擁護・虐待防止
 - ・ 権利の擁護のために必要な援助
 - ・ 権利擁護・虐待防止に関する普及啓発 等

所管課 福祉政策課

こども家庭センター事業

事業概要	こども家庭センターにおいて、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠や出産、こども、子育てに関する総合的な相談支援等を行う。						
運営方法	直営						
実施内容 ・ 実施方法		相 談 支 援 機 関 名	住 所	対象圏域	設置形態	運営形態	備 考
	1	こども家庭センター	鹿屋市共栄町20番1号 (市こども家庭課・14番窓口)	市内全域	基本型	直営	(形態) こども家庭センター型
	こども家庭センターにおいて、下記の取組を実施する。						
	● 地域の全ての妊産婦・子育て家庭に対する支援 ・ 状況・実情の把握 ・ 母子保健・児童福祉に係る情報の提供 ・ 相談等への対応、必要な連絡調整 ・ 母子保健事業(母子手帳の交付、産後ケア事業、未熟児訪問指導及び養育医療給付事業等)						
	● 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援 ・ 相談、通告の受付等 ・ 合同ケース会議の開催 ・ サポートプランの策定、評価、更新等 ・ サポートプラン(又は支援計画等)に基づく支援等						
	● 地域における体制づくり ・ 地域全体のニーズ、既存の地域資源の把握 ・ 新たな担い手の発掘、地域資源の開拓 ・ 関係機関の連携の強化等						
	● その他 ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務						
	所管課	こども家庭課					

生活困窮者自立支援事業

事業概要 自立相談支援機関において、就職、住まい、家計など暮らしの困りごとに関する総合的な相談支援など、生活困窮者の自立の促進に向けた支援を行う。

運営方法 直営

**実施内容
・
実施方法**

	相 談 支 援 機 関 名	住 所	対象圏域	設置形態	運営形態	備 考
1	自立相談支援機関	鹿屋市共栄町20番1号 (市福祉政策課・20番窓口)	市内全域	基本型	直営	

自立相談支援機関において、下記の取組を実施する。

- **包括的かつ継続的な相談支援**
 - 生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認(アセスメント)した上で、支援の種類及び内容等を記載した自立支援計画(プラン)を策定する。
 - プランに基づくさまざまな支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。
- **生活困窮者支援を通じた地域づくり**
 - 生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていく。
 - 生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開発することに努める。

所管課 福祉政策課

地域介護予防活動支援事業①

事業概要 年齢や心身状況等に関わらず、高齢者が誰でも参加することのできる介護予防活動を推進する。

運営方法 直営及び委託(委託先:医療法人など)

**実施内容
・
実施方法**

1 在宅福祉アドバイザーの設置

目 的 高齢者や障がい者など援護を必要とする人々に対し、声掛けや安否確認などを行い、地域における見守り体制を強化する。

実 施 内 容 ・ 活動内容:要援護者への声掛け・安否確認、在宅福祉サービスに関する相談・助言・情報提供、緊急時における民生委員や市への連絡対応、要援護者との交流
[定 員] 280人以内 [任 期] 3年以内

2 高齢者元気度アップポイント事業

目 的 高齢者が行う健康づくりや社会参加活動等の促進を図ることにより、介護予防及び心身の健康の保持・増進を図り、高齢者の自助・互助の意識を醸成するとともに、地域における高齢者支援の担い手を育成し、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

実 施 内 容 ・ 事業内容:高齢者が行った介護予防に資する活動等の実績を評価した上でポイントを付与し、ポイントに応じた転換交付金(現金等)を交付する。
・ 登録見込者数:4,500人
・ ポイントの付与対象となる活動(活動内容に応じて1回当たり1ポイント～5ポイントを付与)
 《参加型》
 ・ 健康増進、介護予防、地域貢献学習に関する講演会、教室等への参加
 《ボランティア型》
 ・ 障害者支援施設等での補助的な活動等
 ・ 地域貢献・生活支援に関するボランティア活動等

3 高齢者サロン等加入促進事業

目 的 高齢者の社会的孤立感の解消、心身機能の向上等による健康増進及び介護予防の推進を図ることを目的とする。

実 施 内 容 ・ 事業内容:高齢者の支援活動や地域活性化に資する活動等を行うグループ(サロン等)に対し、新規加入者等の活動実績に応じた助成金を支給する。
・ 対象団体見込数:355団体
・ 支給額:1グループ当たり上限5万円
 ・ 新規加入者等が前年度までに他のグループに属していない場合 1人につき 4,000円
 ・ 既にグループに属する者が他のグループに新規加入した場合 1人につき 2,000円

地域介護予防活動支援事業②

4 高齢者運動サロン育成事業

目 的	高齢者個人の生活機能を維持するとともに、人と人とがつながり、支え合う地域づくりを支援することを目的とする。
実 施 内 容	- 事業内容:週1回・1時間程度の運動やレクリエーションの指導を、3か月程度継続して実施する。 - 事業利用見込団体数 - 育成指導 :20団体 - フォロー指導:146団体 - 体験指導 :20団体 - 指導回数 - 育成指導 :20団体×8回=160回 - フォロー指導:146団体×3回=438回 - 体験指導 :20団体×1回=20回

5 介護予防活動支援教室事業

目 的	高齢者の介護予防、認知症予防等に資する自主的な活動の定着を図ること及び住民主体の通いの場を育成することを目的とする。
実 施 内 容	- 事業内容:週1回・1時間程度の運動やレクリエーションを取り入れた教室を、3か月程度継続して開催する。 - 教室事業の開催予定数 - 身近な施設実施分:10回×4か所×3期=120回 - 事業者施設実施分:12回×17期=204回、15回×1期=15回

6 住民主体による高齢者助け合い応援事業

目 的	高齢者の生活支援、社会参加及び介護予防の推進を図ることを目的として行う活動に対し補助金を交付し、高齢者を地域で支える環境づくりを進める。
実 施 内 容	- 事業内容:補助対象団体(有償ボランティア団体又は交流拠点)が行う活動に対し、補助金を交付する。 - 補助月額 [補助1年目]11,000円 [補助2年目]8,000円 [補助3年目以降]7,000円 - その他 [賃借料加算]対象経費の1/2・月額10,000円上限 [地域課題チャレンジ加算]月額5,000円上限

実施内容
・
実施方法

所管課

高齢福祉課

生活支援体制整備事業

事業概要 多世代の地域住民が担い手として参加する多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合い体制づくりを推進する。

運営方法 委託(委託先:社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会)

● **生活支援コーディネーターの配置** ※生活支援コーディネーター …生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築等のためのコーディネート機能を果たす者

実施内容 ・ 実施方法	区 分	区 域		配 置 人 数		活 動 内 容
	第1層	市区域(鹿屋市全域)		1名		①地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起 ②地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ ③関係者のネットワーク化 ④目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一 ⑤生活支援の担い手の養成やサービスの開発 ⑥ニーズとサービスのマッチング
	第2層	日常生活圏域 (民協区)	中央地区	1名	計11名	
			北部地区	1名		
			高隈地区	1名		
			東部地区	1名		
			田崎地区	1名		
			大始良地区	1名		
			西原地区	1名		
			花岡地区	1名		
			吾平地区	1名		
			輝北地区	1名		
			串良地区	1名		

実施内容
・
実施方法

● **協議体の設置** ※協議体 …地域の多様な主体により構成される生活支援・介護予防サービスに関する企画、立案、方針策定等を行う場

区 分	活 動 内 容
第1層	市全体の地域の支え合いを話し合う場として設置・運営する。
第2層	- 生活支援コーディネーターが、各担当圏域ごと(中学校区域又は地域の関係者の合意に応じた広域的な町内会区域)に設置・運営する。 - 福祉関係者、町内会関係者、その他必要と認める者に参加を依頼する。 - 地域資源等に関する情報の共有を図るほか、新たな地域資源の開発について、第1層協議体への提言を行う。

所管課 高齢福祉課

地域活動支援センター事業

事業概要	地域活動支援センターに障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進など、地域生活支援の促進を図る。
運営方法	委託(委託先:医療法人など)
実施内容・実施方法	地域活動支援センターにおいて、基礎的事業(日中活動の場の提供及び創作的活動、生産活動、自主的な活動等の機会の提供)に加えて、下記の機能強化事業を実施する。 (地域活動支援センターⅠ型) ● 精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携を図るための調整、地域住民ボランティアの育成並びに障害に対する理解促進を図るための普及啓発活動 ● 歩行訓練等の各種機能訓練 ● コミュニケーション能力、金銭感覚、電話対応、パソコンの基本操作等の社会適応訓練 ● 入浴サービス ● 送迎サービス 等 (地域活動支援センターⅡ型及びⅢ型) ● 歩行訓練等の各種機能訓練 ● コミュニケーション能力、金銭感覚、電話対応、パソコンの基本操作等の社会適応訓練 ● 入浴サービス ● 送迎サービス 等 [基準単価] Ⅰ型:2,100円/日、Ⅱ型:1,800円/日、Ⅲ型:1,500円/日 [入浴加算] 400円/日 [送迎加算] 600円/片道
所管課	福祉政策課

地域子育て支援拠点事業

事業概要 子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。

運営方法 直営及び委託(委託先:社会福祉法人など)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設するとともに、小学3年生以下の児童及びその家族が土日や雨の日でも安心して利用できる施設を開設し、下記の取組を実施する。

- 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- 子育て等に関する相談、援助の実施
- 地域の子育て関連情報の提供
- 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(月1回以上)

実施内容

実施方法

No.	名 称	運 営 形 態	住 所
1	子育て交流プラザ あそVIVA！かのや	直営(鹿屋市)	鹿屋市札元1丁目8番7号(県民健康プラザ健康増進センター内)
2	地域子育て支援センター ふたばRCルーム	委託(社会福祉法人二葉福祉会)	鹿屋市上谷町11657番地12
3	地域子育て支援センター わかば楽楽	委託(社会福祉法人若葉福祉会)	鹿屋市寿4丁目8番14号(わかば保育園内)
4	つどいの広場 ひよこ	直営(鹿屋市)	鹿屋市新川町114番地2(東地区学習センター内)
5	つどいの広場 ふれあい	直営(鹿屋市)	鹿屋市串良町有里507番地1(串良ふれあいセンター内)
6	つどいの広場 ひまわり	直営(鹿屋市)	鹿屋市西原2丁目2番3号(西原地区学習センター内)
7	つどいの広場 バンビ	直営(鹿屋市)	鹿屋市川西町3603番地1(田崎地区学習センター内)
8	つどいの広場 りな	委託(社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会)	鹿屋市大手町1番1号(リナシティかのや福祉プラザ内)
9	つどいの広場 太陽の丘	委託(社会福祉法人敬心会)	鹿屋市今坂町12440番地6

所管課

子育て支援課

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

事業概要	地域住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る。
運営方法	委託(委託先:社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会)
実施内容・実施方法	多様なニーズや生活課題等に対応できる地域づくりに向け、下記の取組を実施する。 ● 課題を抱える者を早期に発見するための地域住民のニーズ・生活課題の把握 [具体的な取組] ・ 町内会・コミュニティ協議会等へのアンケート調査等を通じた地域課題の把握 ・ 地域福祉協議会による地域課題の洗い出し ● 地域資源を最大限活用した地域住民の活動支援・情報発信等 [具体的な取組] ・ 社会福祉法人及び地域住民との連携による買い物弱者等に対するドライブサロン事業の推進 ・ 多様な団体を対象とした、地域づくりや居場所に関する研修会の実施 ・ 社会福祉法人等に対する社会貢献活動への参加促進 ● 課題を複雑化させないための地域コミュニティの場を形成する「居場所づくり」 [具体的な取組] ・ 多様な住民同士が交流できるこども食堂の設立・運営支援 ・ 外国籍の住民と地域住民が交流するワールドサロンの開催 ● 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開 [具体的な取組] ・ 地域福祉協議会の設立支援
所管課	福祉政策課

多機関協働事業

事業概要	単独の相談支援機関では対応が難しいケースのアセスメントや支援プラン作成、関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。
運営方法	直営
実施内容・実施方法	単独の支援関係機関では対応が困難な複合化・複雑化した支援ニーズを抱える事例に対し、調整役として関係機関の役割分担と支援の方向性を決定し、支援プランの策定を行うことで、関係機関の連携強化を図り、市町村における包括的支援体制構築を推進する。 ● 重層的支援コーディネーターの配置 ・ 重層的支援コーディネーターを2名配置し、関係機関との連絡調整、重層的支援会議の開催、支援プランの作成等を実施する。 ● 重層的支援会議による支援の実施 ・ 複合化・複雑化したケースや、ひきこもりなどこれまで明確な支援機関がなかった困難ケースについて、支援関係機関を集めて重層的支援会議を開催する。 ・ アセスメントに基づき支援の方向性を定め、支援プランを作成し、支援を実施する。 [想定される構成メンバー] ・ 鹿屋市地域包括支援センター ・ 肝属地区障がい者基幹相談支援センター ・ 市こども家庭課(こども家庭センター) ・ 市福祉政策課(生活困窮者自立支援機関) ・ 鹿屋市社会福祉協議会(アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者) ・ その他(福祉関係事業所、鹿屋保健所、大隅児童相談所、各小中高等学校、鹿屋市教育委員会、鹿屋警察署、各地区民生委員・児童委員など) ● 支援会議(社会福祉法第106条の6)による支援の実施 ・ 社会的孤立者や支援拒否者など、本人の同意を得ることが困難な要支援者に関して、必要な情報共有や支援体制づくりを目的とした支援会議を実施する。 ・ 構成メンバーは、重層的支援会議に準ずる。
所管課	福祉政策課

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

事業概要	制度の狭間にいる方や支援が届いていない方等を対象として、信頼関係の構築に向けた継続的な訪問支援等を行う。
運営方法	委託(委託先:社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会)
実施内容・実施方法	関係機関や地域住民との連携を強化し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を把握した上で、当該本人との信頼関係構築に向けた継続的な訪問支援等の働きかけを行う。 ● 潜在的な支援ニーズを抱える対象者の早期発見 ・ 地域福祉協議会、サロン、見守り隊等の会合参加により地域住民との対話を通じて潜在的ニーズを把握する。 ・ 地域包括支援センター等関係機関、各分野会議、民生委員児童委員、電力・ガス会社等見守り提携業者、社会福祉法人等との連携も活用し、早期発見につなげる。 ● 本人やその世帯との信頼関係構築 ・ 積極的な訪問アプローチ等により、本人や世帯との信頼関係を構築し、継続的なつながりを目指す。 ・ 他分野の支援機関と連携し、必要に応じて同行訪問等を行うなど、関係者と協働したアウトリーチ活動を展開する。 ● 支援機関や他分野と連携した継続的支援等 ・ 多機関協働事業や関係機関と連携し、支援内容を定期的に見直しながら継続支援を実施する。
所管課	福祉政策課

参加支援事業

事業概要	社会とのつながりが希薄化している方に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。
運営方法	委託(委託先:社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会)
実施内容・実施方法	既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のため、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行う。また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニューをつくることを目的とし、さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。 ● 対象者本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチング ・ 本人・世帯への丁寧なヒアリングとアセスメントにより、支援ニーズを把握し、強み・弱みを分析した上で支援計画を作成する。 ・ 就労・居住・学習等の地域資源を提示し、状況や希望に合わせ柔軟に組み合わせながらマッチングを行う。 ● 地域の社会資源や支援関係機関とのつながりづくり ・ 対象事例が生じた場合のスムーズな参加支援移行に向けて、日頃から町内会や地域福祉協議会、コミュニティ協議会等の地域組織や、社会福祉法人、NPO法人等の福祉事業所と情報交換を行い、連携体制を構築しておく。 ● 支援関係機関との連携 ・ ひきこもり状態の方への就労体験・就労支援メニューづくりや、ごみ屋敷の清掃支援体制づくり等、新たなメニュー開発に向けて、市内の各社会福祉法人や福祉事業所等と意見交換を行い、協力を得られるよう働きかけを行う。 ● 想定される主な連携先及び活用可能な社会資源 ・ 社会福祉法人・NPO法人・福祉事業所等(通所・入所・多機能系サービス、就労支援サービスなど) ・ 町内会、地域福祉協議会、コミュニティ協議会等(有償ボランティア、各種サロンなど) ・ 一般企業・団体等(移動・買い物支援の協力など)
所管課	福祉政策課

4

重層的支援体制整備事業の推進体制と評価

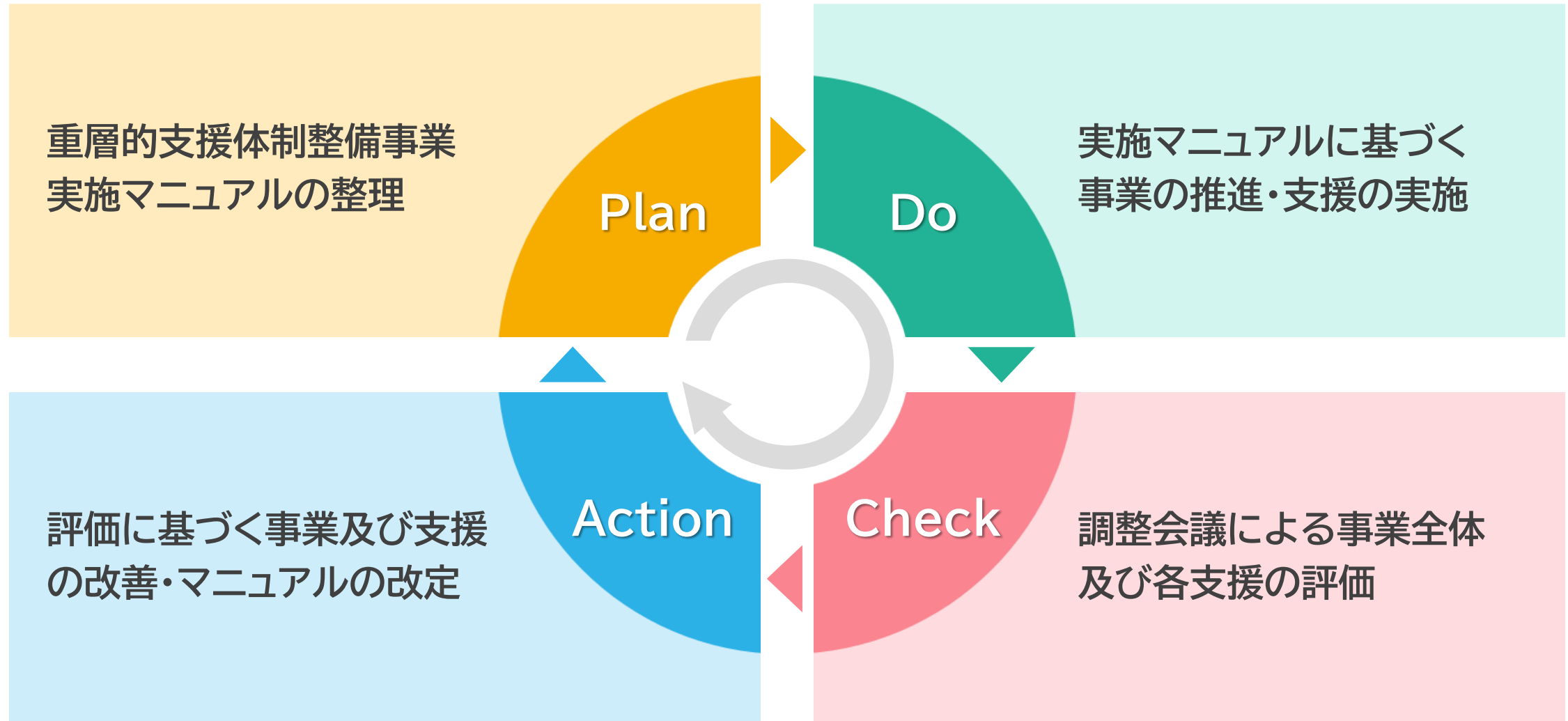
重層的支援体制整備事業調整会議

- 重層的支援体制整備事業を円滑に推進するため、重層的支援体制整備事業調整会議を設置しています。

統 括	保健福祉部福祉政策課長(以下「議長」)		
構 成	所 管 部 署	担 当 者	所管する相談支援機関等
	福祉政策課	- 重層的支援コーディネーター(主担当) - 障がい者総合相談支援担当 - 生活困窮者自立支援担当 等	- 障がい者基幹相談支援センター - 生活困窮者自立支援機関
	こども家庭課	- 子ども総合担当 - 母子保健担当 等	こども家庭センター
	子育て支援課	地域子育て拠点支援担当	子育て交流プラザ 等
	高齢福祉課	- 高齢者総合相談担当 - 生活支援体制整備事業担当 等	地域包括支援センター
	社会福祉協議会	- アウトリーチを通じた継続的支援担当 - 社会参加支援担当 - 生活困窮者支援等のための地域づくり担当 等	
	その他 ※ 議長が必要があると認めた時	- 健康増進課 ・ 健康保険課 ・ 地域活力推進課 - 安全安心課 ・ 建築住宅課 ・ 学校教育課 等	
開催頻度	議長が必要があると認めた時、招集し開催する(年2回程度)		
所掌事務	- 重層的支援体制整備事業の各支援の点検 - 重層的支援体制整備事業の支援の評価に関すること - 重層的支援体制整備事業実施計画策定の意見聴取 等		

PDCAサイクルに基づく事業の評価・推進

- 重層的支援体制整備事業調整会議にて事業の進捗確認や各支援の評価を行いながら事業を推進していきます。



事業の評価指標

- 次のとおり評価指標を定め、事業を実施します。

■ 相談支援

項 目	目 標 値
多機関協働事業における相談受付(件数)	60件/年
重層的支援会議または支援会議の実施(件数)	12件/年

■ 地域づくり支援

項 目	目 標 値
地域団体や関係機関との連携による支援ニーズ把握に向けた取組(地区数)	11地区/年
地域団体や関係機関との連携による地域課題の解決に向けた取組(地区数)	4地区/年